

明治十九年の小学校令において小学校の教科書は文部大臣が検定したるものに限るべしと規定したので、この制度を実施するために教科用圖書検定條令や教科用圖書検定規則が公布されて、検定済の教科書名は官報に公示されることとなった。国語の教科書も文部省検定を経ていないものは使用できないこととなった。検定制が実施された直後においては、今まで使用されていた国語教科書そのままのもの、あるいは多少修正したものを出願して、検定読本と認められたものが多かった。そのため、井上蘇吉の小學讀本、日下部三之助の小學讀本、原亮作の小學讀本、文學社の新編讀本、稻垣千穎の小學讀本、内田嘉一の新學讀本高等科、羽山尙徳の高等小學文編などの書は引きついで検定読本として出版されている。しかし、これらの読本は、明治十九年以後の新しい制度の下における読本としては不適当なものが多く、間もなく改訂されて新装の読本となつた。

一〇 検定期初の読本

らかなから入っているのは、讀書入門以前の特色であるが、具体的な語、短文を提出した後に、いろは図、五十音図でまとめたのは、讀書入門の教材提出の方法と同じである。さらに、この読本の編集方針として、児童の言語の発達段階に即し、対話文を多くしている。特に「の下」全巻が対話文となっている。内容学習的教材も、対話文によって表現し、文字、語いの抵抗を少なくしているなど、当時の教科書としては新しい教材編集の方針によるものを見ることが出来る。

讀書入門、尋常小學讀本が刊行されてからはこれにならつて、多くの読本が民間で編集発行された。

御覧いただきながらの準備から入り、短句、短文によつて、ひと首図にまとめ、さらに漢字、ひらがななどについても、これをくりかえす方法をとっている。なお、文字の提出にあつては、讀書入門が「ト」に「ナ」を「ナ」に「ナ」に「ナ」といふ文字を並べはじめにしているの、それに習つて、讀書入門が「ハ」に「ナ」に「ナ」に「ナ」といふ二文字つづりの単語を提出しているのに対し、初めに「葉」メ「目」テ（手）といふ一字単語を提出

[illegible]

出しているのが見受けられる。さらに讀書入門が四べー
ジハ単語で、「アツ ニ エキ。ツキ ニクモ。」と、かた
かな短句を提出しているのに対し、民間読本の多くは、お
びただしい単語の羅列に終っているものが多い。しかし、
第五十章圖に對して特別に文年を教え、その後、
原稿におよぶと、うゑは一通され、「必辭ニ申り
テ字ヲ熟アルノ意ヲ以テセヨ」、單二字ヲ教フルノ意ヲ以テ
せザル。教師が實物或圖彙を就キラ先生徒二問答シテ後
文字ヲ授ケベシ」（新保覺次「日本讀本卷一」明治二十三年）とい
つた開張主義的な方法をとつてゐる。

その他、讀書入門や尋常小學讀本にならつて、漢字の振出数を制限し、文字提出にあつても、やさしいものから、むずかしいものに移り、重要文字（又は語句）を抜き書きにし、低学年に談話体を多くし、また総合讀本としての性格をもつように編集している。

しかし、讀書入門や尋常小學讀本が兒童の興趣を考え、教材の文学化をはかつていたが、その点の考慮は民間の讀本ではほとんど認められない。たとえば、讀書入門が、単語、句、文へ展開するにあつても、韻律をもたせ、兒童の心意をよるこばせる教材を提出することに苦心している

民間に刊行された読本に所をゆすることとなった。
わが国の小学校は明治二十年ころより、学童の就学率は上昇し、大きな民間会社が大量に教科書を出版して児童に供給するようになった。これらの教科書出版会社はそれぞれ
文部省編集の讀書入門や尋常小學讀本、高等小學讀本は、編輯され、多数の讀本が出版された。このようになって、
明治二十五年より二十七年にかけて新しい教科書が
と示されている。この小学校教科書大綱の趣旨にそ
科其書常ノ生活ニ參須ニシテ教授ノ趣味ヲ添フルモノ多
ラシムルモノヲ採ルヘク又其事項ハ修身ノ知識、歴史、理
ナラズ強ニ故ニ兒童ニ理會シ易クシテ其心情ヲ快活純正ナ
テハ、「文章ハ平易ニシテ普通ノ國文ノ模範タルヘキモノ
ネテ智識ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス」とあり、読本に関し
ル言語及字句ヲ用ヒテ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ振
字、文句、文章ノ體ノ方、綴リ方及意義ヲ知ラシメ適當ナ
掲げている。「讀書及作文ハ普通ノ言語並ニ日常須知ノ文
學校教科書大綱においては國語の教科として讀書及び作文を
においては細かく学科課程の内容を規定している。この小
学科の程度が定められていたに過ぎなかったが、この大綱
學校教科書大綱が制定された。従来は、簡単な小学校

のに対し、ほとんどの民間読本が無味乾燥な単語の羅列に
終っているのである。そのため、しばらくの間は、文部省
編集のものが一般の小学校において、多く使われていたよ
うである。
このように文部省著作の読本が評判で尋常小学校に普及
したので、文部省編集がおくられていた高等科讀本が民間で
多く作られた。中原貞七の高等讀本(明治二十年)、井田秀生
の高等新讀本(西村正三郎の高等讀本同)、岡村増太郎
の小學高等科讀本(同)、新保登次郎の高等日本讀本(明治二十
年)などについて出版されたが、そのほとんどが内容教科に
わたる教材の総合を方針として編集している。この方針は
文部省の高等小學讀本と同様である。
このように、文部省編集の一連の讀本の与えた影響は大
きなものであり、その編輯方針は讀書の発展に人々に
よって受けつがれたものであるが、それとちがった立場をと
る読本もわずかながらあった。たとえば、下田歌子の國小
學讀本(明治十九年)は、「此讀本は世間流布の讀本と異にし
て、全く國文構成の法を教ふるものなり。抑も讀本は歴史、
地理書の類ひにもあらず、幼童必讀の書となすゆえは、幼
童のはじめに此書によりて、言語をつくり文章をつくり得

一 小学教科書大綱と読本

る階梯ともなればなり」との考えから、言語教育の立場に
よって編集された。また北條亮城第一讀本(明治十九年)で
は、「世間一般ノ情勢ヲ考ヘ兒童ノ父母兄弟ニシテ片假名
ト平假名ト孰シカ知レルモノ多キカラ察スルニ平假名ヲ知
ルモノ多キガ如シ、故ニ平假名ヲ先ニシテ」いる。これら
は文部省著作の読本に対する批判に基づくものであって、
全般としては、検定初期に出版された読本は、おおむね、
文部省著作のものを基準としている。検定初期に民間で出
版された読本の代表的なものとしては、高橋熊太郎の普通
讀本(明治十九年)、同高等普通讀本(同)、新保登次郎の日本讀本
初歩(同)、同日本讀本(同)、新保登次郎の高等日本讀本(明治二十
一年)、西村正三郎の小學讀本(明治二十年)、西村正三郎の高等讀本、
東京府廳の小學讀本(同)がある。
なお、この期の特色として、三年制の小学校簡易科のた
めに、簡易科用讀本が編纂されている。これらの簡
易科讀本は、尋常科讀本に準じて編集されているが、内容
は簡単になっている。

の如く教科書編集者を個人とし、会社名をもって
刊行するものが多くなった。それらの出版会社としては金
港堂、文學社、學海指針社、育英舎などがあって、これら
の出版社名の読本が普及した。
検定制度下中期の読本は、全体としてみると、明治二十
四年の小学校教科書大綱の趣旨にもついて編集されたの
で、大体において共通の性格をもっている。これらには多く
が明治二十五年から検定されたが、間もなく日清戦役とな
ったので、戦役を反映して読本の内容にも若干の修正が加
えられた。當時の國家意識が、富國強
身、國家発展として表れてきた。それらによって、
いっただ社会情勢が新進國家の讀本に反映し、軍事教材、実
業教材、その他國民教材ともいうべきものが多くとり入れ
られたのである。検定初期の讀本にも、國家主義的教材が
現われているが、それよりも強固に意識されている。当時出版
された民間の讀本によつてみると編集の方針として次の如
く述べてある。「**尋常小學讀本大綱ヲ要約シテ「學海指
針」を編シ、國民なる志操を養ヒ、自覺獨立の氣風を興ス
ルベシトス。**」(山崎樹三郎の高等讀本)、**尋常小學讀本大綱**

たので、巻四、巻六で一応、教材に段落を与え、それぞれ

の学年制の児童の学習に便宜を与えている。

一二 新小学校令と読本

明治三十三年八月、小学校令が新たに公布され、同月、

小学校令施行規則が制定された。これによつて、

それとともに教育課程の国家管理も強まり、学科編成

を施行規則で定めた。このとき従来の読書・作文・習字を

合わせ、国語科とした。この国語科については「国語ハ普

通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ

表彰スルノ能ヲ養ヒ兼テ知能ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス」

と定めた。この国語が「尋常小學校ニ於テハ初ハ發音ヲ正

シ假名ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ知ラシメ漸ク進ミテハ

日常須知ノ文字及近易ナル普通文ニ及ボシ、又言語ヲ練習

セシムヘシ」とした。また「高等小學校ニ於テハ稍々進ミ

タル程度ニ於テ日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、

綴リ方ヲ授ケ又言語ヲ練習セシムヘシ」と基本となる方針

を定めた。従来の読書、作文、習字の三分野は、国語科に

統一されたので「讀ミ方、書キ方、綴リ方ハ各々其ノ主ト

スルヲ以テテ、國語科ニ屬スルモノナリ」として、

これによつて、

それによつて、

それによつて、

それによつて、

それによつて、

それによつて、

それによつて、

それによつて、

それによつて、

それによつて、

したのである。このような状況の中で、小學校令ならび

に、教育の内容も豊富となり、児童の負担も増加した。

そのため、教育内容を整備し、教育効果を高める必要が生

じたのである。このように状況の中で、小學校令ならび

に、教育の内容も豊富となり、児童の負担も増加した。

そのため、教育内容を整備し、教育効果を高める必要が生

じたのである。このように状況の中で、小學校令ならび

に、教育の内容も豊富となり、児童の負担も増加した。

そのため、教育内容を整備し、教育効果を高める必要が生

じたのである。このように状況の中で、小學校令ならび

スル所ニ依リ教授時間ヲ區別スルコトヲ得ルモ特ニ注意シ

テ聯絡セシメシムコトヲ要ス」としている。読本に関して

は、「讀本ハ児童ノ心ヲ引キ、其ノ興味ヲ起スルモノナリ

其ノ内容ハ児童ノ生活ニ關スルモノナリ、其ノ形式ハ児童ノ

興味ヲ起スルモノナリ、其ノ形式ハ児童ノ興味ヲ起スル

モノナリ、其ノ形式ハ児童ノ興味ヲ起スルモノナリ

其ノ形式ハ児童ノ興味ヲ起スルモノナリ、其ノ形式ハ

児童ノ興味ヲ起スルモノナリ、其ノ形式ハ児童ノ興味

ヲ起スルモノナリ、其ノ形式ハ児童ノ興味ヲ起スル

モノナリ、其ノ形式ハ児童ノ興味ヲ起スルモノナリ

其ノ形式ハ児童ノ興味ヲ起スルモノナリ、其ノ形式ハ

児童ノ興味ヲ起スルモノナリ、其ノ形式ハ児童ノ興味

ヲ起スルモノナリ、其ノ形式ハ児童ノ興味ヲ起スル

モノナリ、其ノ形式ハ児童ノ興味ヲ起スルモノナリ

其ノ形式ハ児童ノ興味ヲ起スルモノナリ、其ノ形式ハ

児童ノ興味ヲ起スルモノナリ、其ノ形式ハ児童ノ興味

ヲ起スルモノナリ、其ノ形式ハ児童ノ興味ヲ起スル

モノナリ、其ノ形式ハ児童ノ興味ヲ起スルモノナリ

其ノ形式ハ児童ノ興味ヲ起スルモノナリ、其ノ形式ハ

児童ノ興味ヲ起スルモノナリ、其ノ形式ハ児童ノ興味

ヲ起スルモノナリ、其ノ形式ハ児童ノ興味ヲ起スル

モノナリ、其ノ形式ハ児童ノ興味ヲ起スルモノナリ

其ノ形式ハ児童ノ興味ヲ起スルモノナリ、其ノ形式ハ

児童ノ興味ヲ起スルモノナリ、其ノ形式ハ児童ノ興味

ヲ起スルモノナリ、其ノ形式ハ児童ノ興味ヲ起スル

モノナリ、其ノ形式ハ児童ノ興味ヲ起スルモノナリ

其ノ形式ハ児童ノ興味ヲ起スルモノナリ、其ノ形式ハ

児童ノ興味ヲ起スルモノナリ、其ノ形式ハ児童ノ興味

ヲ起スルモノナリ、其ノ形式ハ児童ノ興味ヲ起スル

モノナリ、其ノ形式ハ児童ノ興味ヲ起スルモノナリ

其ノ形式ハ児童ノ興味ヲ起スルモノナリ、其ノ形式ハ

児童ノ興味ヲ起スルモノナリ、其ノ形式ハ児童ノ興味

○ 4年、義務教育

愈々強くなつた。しかし、児童の興味に合致させ、文学性
 を豊かにすることはできなかった。この期の読本は、文部
 省の国語教科書の持つ特性を引きつゝいだけばかりでなく、児
 童性、文学性を教材編纂の原理としてさらに発展させたといつて
 いよいい。明治三十年代の読本の中には、国定教科書
 に影響を与えた教材が多い。

新小學校令の下に出版された代表的な国語教科書とし
 て、増訂金の國語讀本、常小學校児童用(明治三十三年)、同、國語
讀本高等小學校児童用(同)、金港堂の常國語讀本(明治三十三年)、
同、華國語讀本(同)、坪内雄藏の國語讀本、常小學校用(同)、
同、國語讀本、高等小學校用(同)、育英舎の常國語讀本(明治三十
 四年)などがある。

普及舎の読本が樺引かなづかいや漢字制限をしているのは、明治三十三年の施行規則にもとづくものである。この読本は全体として言語の抵抗をできるだけ取りのぞくとして、
 読本は全体として言語の抵抗をできるだけ取りのぞくとして
 しており、たとえば、巻七にあつても約半分の誤が口語文
 で表現されている。また、総合読本としての性格を有する
 ことも、小學校令施行規則の規定にもとづいて、用
 語を平易にし、表現を物語化しているものも見られ、全体
 として、教材が児童向きになつてゐる。

明治二十三年以後、國語讀本は、國語讀本を改正して、
 多くの多量に、修正については、むしろに漢字が附せら
 れ、不審きが多くなり、表音的になつて、かゝる用いられる
より同化してゐる。また、口語教材本多くなり、文章も平
 易になつてゐる。文章の平易化とともに、内容の平易化も
 行なわれ、児童に把握しがたいむずかしい教材は改められ
 たり、削除されている。また、授業時間の減少とともに、
 読本全体のページ数も少なくなつてゐる。
 教材の児童化、平易化にともない、児童に理解しがたい
 軍事教材、実業教材、その他の公民教材の中、削除された
 ものもあり、その点前期の読本に現われた意識的な国家主
 義の強調は、いく分和らいだ額がある。読本の内容につい
 ては、従来からの総合読本としての性格を有していること
 は前期の読本と同じである。しかし文章の平易化にともな
 い、読本教材の内容を児童の理解に結びつけるようにつと
 めてゐるものが多くなつた。

それとともに、この期の読本は一般に、児童の興味に合致させ、また、文学性の富んでいるものが見られる。たとえば、巻一の単語の提出においても、従来の民間読本が無味乾燥な単語短句をおびたしく羅列していたのに対し、「ハタ、タコ、コマ、マリ。」（金港堂の尋常國語讀本）、「アツシ、イハ、タコ、コマ、マリ。」（育英舎の尋常國語讀本）と「金港堂の尋常國語讀本」、「ウサギ、ガ、ヤスム、カメ、ガイ、ノグ。」（坪内雄藏の國語讀本尋常小學校用）と童話より取材し、「アツ、アサヒ。」（坪内雄藏國語讀本）、「ウツシイ、バラ、トゲ、ノ、アル、エダ。」（育英舎の尋常國語讀本）のように教材に絵面性を持たせたり、「われらはつよい。あらしをおそれぬ」（普及舎の國語讀本尋常小學校用）と児童語を重んじ、また、語、句、文の排列に韻律を持たせ、快感を与えたる表現をとっているものが多い。

明治十九年の小學校令により検定制度が実施されるにあたり、その基準として、文部省が讀書入門、尋常小學讀本、高等小學讀本を編集し、その後の民間読本はこれに習うものが多く、

『文章』を先導として、教事を児童の能力

根據によつて、

終讀本の性格を持たせ、國家主義的

小学校教科書を国定とする要望は明治二十年代の終りから国会における論議もあつて、次第に強められてきた。そのため国民思想に最も重大な関係をもつ修身教科書については調査会が設けられて、国定教科書の編纂に着手してゐた。しかし国語教科書についてはこのような方策を立てるまでには至らなかつた。当時の教科書国定制への要望の中には、修身教科書ばかりでなく、歴史、地理と国語科の教

一三 第一期国定国語教科書の発行

の平易化が見られ、高等小学読本でも、口語文をまじへ、新出漢字を抽出して示すものが多くなつてゐる。明治十九年、検定制度になり、民間読本が多く出版された。はじめの中は、文部省編纂の讀書入門、尋常小学讀本、高等小学讀本の模倣の域を脱しないものが多かつたが、だいに編纂方法も反省され、新しいものが加えられた。特に、明治三十三年の「児童の能力と興味にあつた、文学性豊かなものが作られるようになった。しかし、明治三十五年に起つた、いわゆる教科書事件を機会に、教科書制度が検定制から国定制に改められることになったのである。

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手されたといつてよい。そのため、明治三十六年四月より、

當時は教科書国定の機運はすでに高まつていたのであるが、国語教科書に関しては、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

小學校教科書の編纂は、明治三十五年より急速に着手

に単語が多く提示されているが、単語の間に「フエ ト
ダイコ」「ホタル ノ ヒカリ」「ラジノ アカリ」
のどとき短句を入れ、十一ページに至つて「ササキ ガ
ヤスム。カメ ガ イソク。」のような短文を出し、単語、
句、文が入りまじつてゐるので、かえつて変化が出て、興
味を与えてゐるものが多い。しかも、「ササキ ガ ヤス
ム。カメ ガ イソク。」「みけ と ざる。かに が は
さむ。みけ が さわぐ。」「カゼ ニ クルル カザグ
ル、ミジ ニ グルル ミジグル。」の教材などは、
当時の人々をおどろかせたと伝えられている。このよう
に、口語文を用いて動的に表現をしたことは、後の読本に
大きな影響を与えてゐる。しかし、この讀本は思ひつき
であり、教育理念の上にならずとも立つたものではなかつ
た。そのため、小學校令ならびに同施行規則の改正とと
もに、改められ、再編されて國語讀本となつてゐる。この
國語讀本では教材の平易化がはかられてゐるとともに、讀
本にみられた奇抜な編纂方法を多少改めた。たとえば、先
にあげた巻一の例で言えば、「ホタル ノ ヒカリ」を
「カメ。ホタル。ホソ。」の単語に改め、「カゼ ニ クル
ル カザグル、ミジ ニ グルル ミジグル」を

削除している。(なお、第二期国定読本では、この教材を再び採用し
てゐる。)このように讀本の持つ特色は多少減じてゐるが、文
学色はやはり強く、また、児童に理解しやすくなつてゐる。
育英舎の國語教科書は、明治三十三年出版され、明治
三十四年改正され、翌三十五年訂正され、尋常國語讀本とな
つてゐる。検定讀本の中ではおそく出版されたので、従来
の讀本の長所をとり入れようとしてゐる。語から句、句か
ら文へ移ること、この期の讀本の特色であるが、句讀法
が現代化され、また、巻一がせんぶかたかなである。活字
が大きく、さし絵の一部が色すりとなり、見た目に新鮮な
感覺を与えてゐる。その中の題材には、国定讀本へ影響し
てゐるものが見られる。
以上は、尋常讀本を中心にしたのであるが、高等讀本
においても、だいたい、同じ特色が見られる。これは、時
代を同じくするばかりでなく、このころになると、各民間
会社が、尋常、高等兩讀本を一つの体系として編纂するよ
うになるからである。高等小学讀本の特色は、各会社によ
つて多少異なるが、前期に比べると、教材が平易化され、
児童化され、文学化され、さらに総合讀本化してゐるとい
つてよい。特に、尋常小学讀本と同じように、文字、文章

数は少なく、第一期の国定読本が編集されてから、主な改訂は、太平洋戦争終了直前のものを含めて、三四回過ぎをい、しかも改訂というよりも修正に近かった。それも編集理念によるものでなく、社会情勢の変化によるものであつた。いわば、社会生活と直結する高等小学読本として改訂せざるを得なかつたのである。尋常小学読本が常に検討され、新しい編集方法が打ち出されていたのに対し、高等小学読本は、ややもすると忘れられ、教育の時代思潮から、取り残されてしまった感があつた。

当時、高等小学校は、二年制、三年制、四年制の三種があるので、巻四、巻六で一応まとまるように編集してある。高等小学読本の編集方針は、だいたい、尋常小学読本のそれに類似し、文字、文章が平易になつており、総合読本としての性格を持ち、啓蒙的教材を多くしている。しかし、つぎのような点で多少の相違が見られる。新出文字は巻五以後は上欄に示されていない。これは、尋常科四年課程、高等科二年課程を終了した生徒に新出漢字を提示する意味を認めなかつたのである。なお、義務教育が六年間に延長されて後は、高等科読本においては、新出漢字は、いふこ示されていない。内容学習に関する教材が文学化さ

意している。すなわち、イとエ、シとス、チとツ、ヒとフ、ダとラ、チとリなどを、文字とその音をふくめる模範語のさし絵を提出し、相對照することによって、その音と文字を習得し、それによつて、歌音の矯正をはかっている。また文字の提出法にも考慮が払われ、たとえば、ひらがな提出にあつても、「く」「り」「か」「や」とかたかな文字と似ている文字を先にしてゐる。また文語文は卷六に、なつてはじめて提出されるのであるが、第一課から第十一課までを口語文とし、各課末に本文と關係ある短文をかかづけ、それを文語文体と相對照させてゐる。その後、全文を文語文として提出している。

このように用意周到な語法的編集方法に立つた第一回国定読本は発音、單字、單語、文の展開にしたがい、一方で、薄音、濁音、輕呼音、拗音、かなづかいに進み、かたかな学習が完全に終つてから、ひらがなを提出し、ひらがな學習が終つてから、漢字を提出している。さらに、かたかな、ひらがな、また文語、口語の對照提示にも論理的な工夫がなされている。このような語法的、論理的編集方法は、檢定時代の民間本読にも見られるのであるが、さらに、これを緻密な方法で編集し、論理性の極点に達している。

そのため、時には、「長ク連續セル文ハ殊更ニ之ヲ分解シ
接續詞ヲ加ヘテ二文トシ、副詞的語句ノ遠ク隔リタルモノ
ハ、最後ノ述部ノ部ヲ二回繰リカヘス等、學問的興味ノ低
下ニ對シテハ、文法上ノ言辭練習ニ力ヲ用ヒ」ため、生き
た言語が形式化し、硬化し、不自然な表現もあつて、児童
の言語発達を妨げるのではないかとみられた。このよう
に、文章表現が極端な語法主義、論理主義になつたことと、
知識教材を重視したことに相まつて、學問的興味ノ低と高
下といふ

れ、趣味化されてゐる。
とあるが、
料には、地

「歴史、地理」という専門科目のための教科が独立した
てゐる。その教科は、多少づかいが、多少異なつてく
る。すなわち、国家的事件は歴史科教材にゆすり、人物を
中心として條條的に整理してゐるものが多い。その人物

も、権力の座にあったものばかりでなく、広い範囲より逸
び、特に学者や女性を取りあげている点、尋常科読本の
場合と異なる。そのさい、「因幡の鬼」「日本武尊の川上襲
帥征伐」「草香幡媛姫皇」「阿部仲麻呂」「紫式部」…

と、時代順にとりあげているのは、歴史科との関連において、教材の排列を考えためである。地理教材にして
も、「箱根山」「足尾銅山」「富士登山」「名古屋城」「伊勢
神宮」「奈良」……と、関東よりはじまり、西へ移ってい

るのは、地理科教材との関連を考えたためである。そのさ
い、景勝地、古蹟などを多く取りあげ、教材の文学化、趣
味化がなされている。『ふるさと』の趣味は、ふるさとと

れたため、知識注入を急いだ尋常科課程に比べ、若干のゆとりが感じられるようになる。このような編集方法は、後

[illegible]

一四 義務年限延長と第二期国定国語教科書

の讀本、ことに尋常小学五、六年用に多く用ひられ、多くの教材が、第二期國定讀本にも採用されている。外国に關する教材、近代社會に關する教材が多い。外国に關する教材はともかくとして、近代社會に關する教材は、尋常科讀本においてもいろいろが、この傾向が、一層強くなり、特に社會と直結する上級学年にその傾向が強く、實業、文明の利器に關する教材が多くなる。一方、卷五より、外国の地理、歴史、文物を紹介する教材も加えられ、國家的立場から考え、國民としての自覺を与える教材が多い。「市町村」(卷四)で自治を説く一方、「外交」(卷五)で國際意識を高め、「大日本國憲法」(卷八)、「政務の組織」(卷九)でわが國體と政治のあり方を論じている。特に、「強者強國」(卷六)では、わが國が近代國家として西歐諸國に伍すために富國強兵を唱えている。

なお、明治四十年三月、小學校令が改正され、明治四十一年九月、**新制高等小学校令**と学年周の**課本**が特に編纂された。この**読本**には、第一期国定読本より、第二期国定読本に移る過程としての特色が見出される。この読本の最も大きな特色として、わが国古今の諸文より取材し、その原作者を明らかにしていることがあげられる。**『戦後』****『戦前』**の**結果**、**自由主義**な**内容**、**讀本**にあっても、古典や**漢の領土**に見られる。しかし、古典といつても、ほとんど江戸時代に限られ、それも、**雪舟**、**雪村**など、また現代人の作品についていた道字者のものが多い。また現代人の作品について、島崎藤村、森林太郎などの文学者のものもあるが、**『戦前』****『戦後』**、**教育勅諭**、**井澤孝雄**といった哲學者、思想家の**官海軍ノ経過報告**(三年上)などを提出しているのは、日露戦役勝利直後の読本としての特性を示している。

第一期国定読本は明治四十三年の改正にあたって、修正が加えられたが、それにもかかわらず、第一回の国定読本として、その後の国定読本編集の重要な出発点となつてゐるべきである。

モ早ク讀本ヲ修スベキ情勢ナレリ。」とのべている。そのため、文部省は起草委員に芳賀矢一、乙竹岩造、三土忠造、起草委員補助に高野辰之の諸氏を任命し、新讀本の編纂に着手させた。

この第二期国定憲本出現の社会的背景に 日露戦役勝利 ともなう国粹主義の強まりがある。一方、戦後の社会情勢には不安と混乱が見られ、各種企業の破産、失業者の続出、労資の対立、そして、社会主義思想の抬頭が現われている。 社會主義と運動 について、政府は既述詔書にも見られるような 國民精神訓諭 を配いた。このような社会情勢や、国家の方針が新憲本にも現われている。すなわち、

勢や、国家の方針が新配本にも現われている。すなわち、
 資料の口徑に於いて、同様に生かしてゐるべきであらう。
 が、一と云ふ、五三〇に於いて、應て用ゐるべきでない。然る
 が、この採用、漢字佛郎の勇いなる、化して佛郎に至つて

漢字制限、かなづかいに関しては、明治初期より論議され、明治三十三年八月の小學校令施行規則によって、一時解決が与えられたが、さらに、明治三十五年に國語調査委員會が設置されるなど、研究が進められた。國語調査委員會は明治三十八年一月に至って調査を終了して答申案を

全く新しく編纂されたものでなく、
邦国定訳本に求め、以前の民間読本の興味性・文字性をとり入れ、さらに、著し要素を加味してゐる。
一〇。こ
れは義務教育延長の結果である。かたかなは巻一で提出さ
れ、ひらがなは巻三で提出されているのは旧讀本と同じで
あるが、かたかなを、「ハタ」「タコ」「コヤ」と二字單語で
提出し、ひらがなを「さくら」「うぐいし」と單語法で
提出しているのは民間讀本の編集方法を参考にしたと思わ
れる。新讀本の文字提出にあつて、最も考慮したと思わ
れるのは、漢字に関してである。

漢字の提出を一六〇字（旧讀本では高等小学校一二年を加へ
ても三〇字）に増加し略字体を改め、また、選択にあたつて
は、字体の難易よりも社会の通用性を考へ、さらに低学卒
に配当を多くした。（舊讀本）
は、教科書が代るたびに低学卒へなつてゐる。理由と
しては、一、基礎学習である文字の練習は低学年にさせよ
方がよい。二、文字学習は機械的であり、低学年の見聞が
好む。三、上級学年になると、地理、歴史、理科といふ
内容の負担が増大する、力も必要ではゐる。この

ような方針で、児童の負担が大きくなっている。そのため、種々の考慮がなされた。まず、「日」「月」「大」「小」と簡単な文字から初め、字形の類似しているもの、觀念の類似しているものを同時に提出し、結構の基本となるものを作るべく前に提出し、一たび使用した漢字は、なるべく多く提出し、学習を確實ならしめている。
 文章に関しては旧読本のきびしい系統的、文法主義的編集方法を緩和し、自然言語の形態に近づけている。これは「學齡兒童ノ談話ノ必ズシモ嬰兒ノ片言ニアラス、隨分複雑ナル口語ヲ話し得、綴リ得ルコト實例ニ徴シテ明白」という考えに立っている。そのため、旧読本に見られるような不自然な文章表現は少なくなり、これが後のべる教材の文学化、趣味化にも深い關係をもっている。
 教科書に於ける科目は、理科・地理・歴史・國算・英語・算術・音楽・図画・手工・衛生・家庭科・農業科・商業科・職業科・公民科・體育科・美術科・衛生科・生活科・環境科・社会科・国際科・情報科・総合的な学習の時間・特別活動・部外活動・その他と、多岐にわたる。また、各教科の内容も、従来の教科書よりも、より身近な題材を用いて、より興味あるように工夫されている。

り、文部大臣牧野伸顯に提出した。この答案は、国語かなづかいを字音かなづかいと同一にすべし、という教育界の要求に応じ、現在の「現代かなづかい」に近いものであった。しかし、貴族院などの強い反対論があったので、文部省は明治四十一年五月、臨時假名遣調査委員會を設立し、再調査をすることになり、ようやく成案を見ようとしたが、内閣がかわった。その結果、新文部大臣小松原英太郎は、明治四十一年九月、小學校施行規則を改めて、明治三十三年制定の舊體の字体、漢字體、字音かなづかいを廢止し、三種の表を廢止し、全部復旧の処置を断行した。このことに関して、文部省では、「假名へ大體三於テ從來ノ規定ニ依ルノ道當ト認ムルモ尙普通ニ行ハル變體假名ヲ加ヘ授クルノ必要アリ漢字モ亦義務教育延長ノ結果相當ノ増加ヲ要ス是レ假名集ノ字体並ニ漢字ニ關スル變體ヲ削除セタル點ハナリ又字音假名遣ハ當初改正ノ際ハ兒童ヲテ國語學習上ニ於テ困難ヲ避ケシメントスル趣旨ニ出テタルモノナレトモ實施ノ結果ニ鑑ミ豫期ノ目的ニ副コト能ハサルヲ認メタルヲ以テ今回國定教科用圖書改正ノ時期ニ迫レルヲ機トシ之ヲ廢止セリ惟ニ二假名遣ハ時勢ノ進歩ニ迫リ整理ヲ要スルコト勿論ナリト雖尙益々慎重ナル研究ヲ積

ミ以テ其ノ目的ヲ達セシメンコトヲ期ス」とのべている。なお、国語教育思潮として、従来の内容偏重から、文章重視への移向が見られる。特に国文の伝統を愛し、文学が重んじられるようになった。そのため、語句のとりあつかいなどを特に重視し、その応用練習までも力を及ぼすようになった。また、当時、ドイツでは語法教授がきざばれ、その考え方がわが国にもとり入れられ、語法、修辭法を重くみる機運を作っていた。その結果、鑑賞に耐え得る文学的作品も多く現われた。また、国語教育においても朗読が重視され、そのため、調子よい教材が要求されてきたのである。このころ文学教育が重んじられたが、児童文学の関しても、小川未明が赤い船(明治四十二年)を創作し、おとき文学を童話文学へと発展させている。しかし、童心文学は未明の時期であり、児童の心情と思考に訴えて児童を導くような作品はとばしかつたといつてよい。そのため、文学教育の重視といつても、ややもすると成人文学を児童の興味と理解に結びつけるという方法が取られてしまったのである。

以上のような、社会情勢、国語教育思潮の中で出現した第二期国定読本は、旧読本と種々異なるものを見出すが、